

天使大学 障害学生支援基本方針

1. 基本理念

天使大学・大学院（以下「本学」という。）は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令を遵守するとともに、建学の精神「愛をとおして真理へ」に基づいて障害学生支援の基本方針を策定します。

本学はこれらの基本方針に基づき、教職員及び学生が協力し、障害のある学生の修学支援を推進することにより、すべての学生が障害の有無によって分け隔てられることなく、キャンパスのあらゆる場において平等に教育研究その他の活動（以下「教育研究活動」という。）の機会が得られ、尊重され、その能力を活かすことができるようにします。

2. 基本方針

(1) 機会の確保

障害のある学生が、障害のない学生と平等に教育研究活動に参加できるよう機会の確保に努めます。

(2) 情報公開

障害のある学生の受入姿勢・方針、学内のバリアフリー状況等について、積極的な情報公開に努めます。

(3) 決定過程

障害のある学生の修学支援の決定に当たっては、当該学生の要望に基づいて調整に努めます。

(4) 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価等における配慮に努めます。

(5) 支援体制

本学のすべての関係部署と連携して、障害のある学生の修学支援の推進に努めます。

(6) 環境整備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮し、障害のある学生と障害のない学生が相互に学び合えるキャンパス環境・学習環境の整備に努めます。

(7) 理解促進・意識啓発

教職員及び学生の障害に対する理解を深めるとともに、障害者支援に関する意識向上を図ることにより、障害のある学生に対して開かれた大学を目指します。